

串本まちづくり応援事業補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 60 号

(目的)

第 1 条 串本町の地域性や独創性によるふるさとづくりへの取組を支援するため、毎年度予算額のうち一定額を計上してこれに充てる。

(対象)

第 2 条 補助対象となるものは、串本町内各団体又はグループが計画する個性的で地域をアピールするイベント及び日本・トルコ友好発祥の地である当町をアピールする事業等で、原則として 3 分の 1 以上の自己資金を持つものとする。

2 補助対象となる事業は原則として単年度事業とする。

3 [前 2 項](#)に定めるもののほか、特に必要と認められる事業とする。

4 串本まちづくり応援実施計画書を添付のこととする。

(補助金の限度額)

第 3 条 補助金額の最高限度額は、原則として 1 件 30 万円とする。

2 補助金額の最低限度額は、原則として 1 件 10 万円とする。

(予算)

第 4 条 串本まちづくり応援事業の予算額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

附 則

[この告示](#)は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日告示第 36—13 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

串本まちづくり応援事業 補助金交付細則

(対象)

1. 町内に住民登録している団体・グループを対象とする。

但し、団体・グループは町内住民登録の方が8割を占めること。

2. 各団体・グループの人数は5人以上とする。
3. 各団体・グループは代表者を設定しなければならない。
4. 既にまちづくり、地域活性化等の性格を持つ補助金を交付されている団体・グループ及び他からも補助金を受けて行なう事業については対象外とする。
5. 現在継続的に行なわれている事業については、当年度新たに実施する内容についてのみ対象とする。

(その他)

1. 串本まちづくり応援事業実施計画書の審査については、串本町地場産業育成及び観光事業等推進資金審査会において行なう。
2. 交付した補助金に相当する利益が出た場合は、補助金を減額することもあるので留意すること。

(補助金の交付時期)

補助金の交付時期は、原則として当該事業完成後とする。

(補助金の概算払い)

事業内容を考慮のうえ、必要があると認めた場合は1/2を限度として概算交付することができる。

(事業実績報告書の提出)

当該事業の完了後、速やかに事業実績報告書(決算書)を提出しなければならない。